

Kyushu Transport Colloquium

1 都市、地域からみた物流政策の視点

本日お話しするテーマは「都市再生、地域再生と物流政策」ということでございますが、地域としてどういうふうに物流と向き合っていくのか、国・都道府県・市町村をはじめ、行政側としてどういう政策を打っていくのか、あるいは民間事業者としてそれにどう協力、あるいは参画していくのかという点について、物流という分野はつかみどころがないような所があつて、あまり整理されていないのではないかと思いまして、それを考える上でのご参考になればと、うことでお話をさせていただきたく思っております。



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
公共経営・地域政策部 主任研究員

原田昌彦

平成20年5月14日(水)
ホテルセントラーギ博多（福岡）
財団法人九州運輸振興センター
日本財団
九州旅客鉄道株式会社
九州運輸局

まず、地域における物流政策の難しさということで、いくつか列挙させていただいております。(図)

「物流は広域（全国・世界）に及ぶ」ということで、製造業のようにグローバルに展開している企業からみれば、世界的な規模で物流を考える中で、地域はその一部でしかないわけで、その中だけで物流を考えてみても始まらないと、いう側面がございますので、地域という単位で政策として取組んでいくところで、少しずれがあるだろうということです。

次に「物流は企業ごとの固有性が大きい」というのですが、物流というのは、例えば乗合バスと貸切バスがあれば、貸切バスに近いようなもので、企業ごとにカスタムメイドで作りこまれているような所がございます。そういう中

1

1-1 地域における物流政策

■ 地域における物流政策の難しさ

- * 物流は広域(全国、世界)に及ぶ
→地域単位での政策としてなじみにくい面がある
 - * 物流は企業ごとの固有性が大きい
→旅客交通と異なり、政策の公平性を確保しにくい
 - * 物流に関する統計が十分でない(統計を取りにくく)
→物流の実態がよくわからぬ
 - * 物流に関する一般的な関心が低い
→政策の重要性が認識されにくい
 - * 物流は多様な分野(産業、土木、環境等)に関係する
→一貫した政策が打たにくい

で、ある地域全体でなにか政策を打とうとするとき、各企業の固有性が大きいことがあります。例えば旅客交通であれば、ひとりひとりの旅客ではなく、その集合体として旅客を捉えて、それに対応してどういう交通対策をしていくのかということは、考え方の部分があるのですが、物流の場合にはどうしても個別の企業ごとに違うので、考えにくい部分があると思います。

それから、「物流に関する統計が十分でない」ということですが、単に貨物輸送とみればトラックが何トン運んでいる等の統計はあるのですが、物流というのは地域から地域、都市から都市へといふ空間的な移動がありますので、〇Dで捉えようとすると、なかなか

全体像をつかむのが難しいのです。また、輸送機関毎にどの位運んだというのをわかりますが、各企業の物流はどうなっているのかを把握するのは難しい部分があります。物流センサスは、そのあたりを行われているわけですが、アンケートという形で個別企業に回答してもらわなければいけないわけです。から、調査の間隔とか抽出率で限定的ならざるをえないところがあります。そういうことから、実態がよく分からぬいために、問題意識が明確にならない、どう政策を打っていいのかが分からないと、いうことになつてくると思います。

また、「物流に関する一般的な関心が低い」ということですが、例えば旅客交通は、住民ひとりひとりの行動に直結していますので、地域の政策として非常にわかりやすいのですが、物流は貨物が相手ですので、一般にはどういうことが分からぬ。しかも、産業活動の一側面としてみると、どうしても製造とか販売が中心になります。そして、物流はその付随的なものとして捉えられがちですので、クローズアップされにくい部分があると思います。それで重要な役割を果たしていると思つております。

それから、「物流は多様な分野（産業・土木・環境等）に関係する」

ですが、行政の施策として実際に打つていこうとする時に、物流はいろいろな分野にまたがっていることがあります。例えば、国で環境省、それぞれの所管の官庁になってくるわけで、同じようなことが都道府県・市町村の中でもありますかと思います。そういうことで横断的な政策にならざるをえないために、一つの体系として政策を打つことが難しい面があるのではないかと思います。

II 国の物流政策の体系

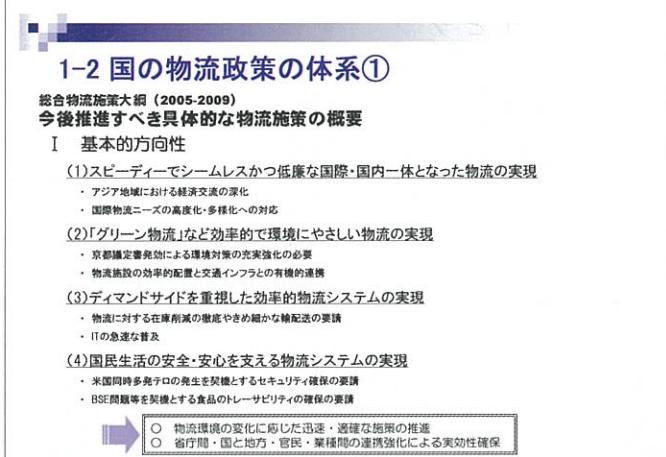
その考える際のヒントとして国レベルでは総合物流施策大綱があります。現行のものが2009年まででするので、近いうちに改訂が定されております。逆にいうと、まだ3回目ということで10年少し前に最初の物流施策大綱が出来るまでは、国としても、明確な整理はされていなかったと思います。現状ではある程度、物流に関わる施策は体系化されておりますので、まずそれを見てみると、地域で物流を考える場合の取っ掛かり

になるのではないかと思います。

○ 基本的方向性

総合物流施策大綱の基本的方向性ということで4つあげられます。(図2)

①「スピーディでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現」です。10年少し前に最初の物流大綱が出来た時には、この部分が大きな柱だったと認識しております。当時、90年代後半ですが、今から見れば「失われた10年」と言われている長期の不況、経済の低迷期で産業の空洞化とか、日本の競争力の低下が非常に強く



そうした中で最近の方向として「シームレス」です。東アジアの中で製造業の分業構造が非常に高度化しています。物流面ですと「準国内化」、中国、韓国、台湾、香港、場合によってはASEANという東アジアの中では、国内物流に近い感覚で物流の利便性や、いろいろなサービスの向上を考え必要性が高まっていることから、「スピーディでシームレス」という言葉が強調されるようになってきていると思います。

②「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現」とあります。2001年に2度目の物流大綱が策定された時に、「環境」がクローズアップされました。京都議定書による、どうやってCO₂を減らすかということから、この部分は非常に大きくなってきたと思います。

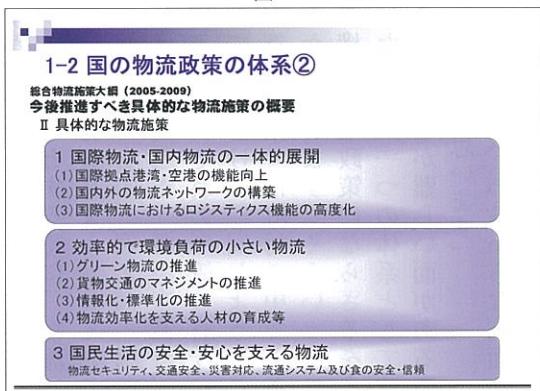
③「デマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現」が方向性としてあがつてあります。その下に書いてあるITの普及とい



うのは、インターネットの普及とか、最近で言えばICタグとかです。こういったものが及ぼすインパクトが、この2005年策定の大綱の段階でもうひとつの大きな潮流として出てきたかと思います。特にインターネットの普及という部分で言いますと、いわゆるネット通販のような消費者と生産者を、あるいは販売者を直接結ぶような形態の物流が増えてくるのではないか、それに対応していく必要があるのではないかというのが、当時の意識としてあつたと思います。ただ効率的な物流システムといふのは当初から一貫してあるわけだ「デマンドサイド」という言葉が加わっているわけですけれども

Kyushu Transport Colloquium

义 3



は、サプライチェインマネジメントは、サプライチェインは直訳すれば供給の連鎖ということですけれども、何を意識しているかといえども、欠品、品切れを起こさないで、いかに在庫を減らしていくかというのが大きなテーマで、それをITも使いながら実現していくという方向だったと考えられます。そういう意味では、やはり、デイマンドサイドを重視しているというのは一貫した流れであつたと思います。ITの影響が非常に大きくなってきたので、あらためて、そこがクローズアップされたということだと思います。

④「国民生活の安全・安心」が2005年の大綱で、新しい柱のひとつとして加わってきた内容です。

○具体的な物流施策

具体的な施策として出されてい
るものは3つに集約されておりま
す。(図3)

基本的方向性で示された環境と効率的を補う形で、2つ目に「効率的で環境負荷の小さい物流」という柱が出来ております。他の「国際物流、国内物流の一体的展開」、「国民生活の安全・安心を支える物流」という形になっております。

「一番目の大きな柱、『国際物流・国内物流の一体的展開』につきましては、まず港湾・空港の機能向上です。これは物流の中での拠点としての港湾や空港、特に対外的なゲートウェイになるものをしっかり整備していくこうということです。

2つ目がそれを結ぶネットワー

ク、ノードとリンクでいえばリンクの部分をどう作っていくか

ということです。これは道路のようなハードのインフラもありますし、航路・航空路のようなソフト

の部分も、両方を含めてネットワークという言い方がされているかと思ひます。

3つ目にそうしたハード・ソフトのインフラを使って提供される物流自体の機能の高度化が、ロジスティクス機能の高度化ということがあります。特に国際物流面においては、特に製造業は顕著かと思いますが、言われておりますのが、最初に申し上げたようなシームレス化、特に国境を越えて国内だけではなくてアジア、場合によつては欧米も含めて一体的なロジスティクス体系を企業で作ろうとしている、それを物流システム、あるいは物流業というところから、どう実現していくかということではないかと思います。

2番目の大きな柱、「効率的で環境負荷の小さい物流」ですが、一番大きい問題はやはり地球環境問題ということで、グリーン物流の推進が謳われています。国レベルでは「グリーン物流パートナーシップ会議」という形で、官民の大きな連携体制が作られまして、その枠組みの下でいろいろな施策が打ちされているという状況になります。

また貨物交通のマネジメントの推進というのが2つ目になります。これは、例えば都市内の物流をどう効率化していくかということで、マネジメントという言葉で表現されておりますけれども、ハードもソフトも含めて物流全体をどう進めていくかということは、施策になつております。

2番目の大きな柱、「効率的で環境負荷の小さい物流」ですが、一番大きい問題はやはり地球環境問題ということで、グリーン物流の推進が謳われています。国レベルでは「グリーン物流パートナーシップ会議」という形で、官民の大きな連携体制が作られまして、その枠組みの下でいろいろな施策が打たれているという状況にあります。また貨物交通のマネジメントの推進というのが2つ目になります。

これは、例えば都市内の物流をどう効率化していくかということです。マネジメントという言葉で表現さ

れておりますけれども、ハードもソフトも含めて物流全体をどう進めていくかという施策になつております。

III 都市、地域からみた物流政策の視点

物流大綱の体系の4つの柱を整理しますと、一つめはグローバル化、シームレス化という国際物流の動きですね。それから2点目に

サビリティでお話しました食の安全性・信頼性。いろいろなものがここに入っていて、施策の体系としても、1、2というような形では括られずに列挙されております。この下に施策・事業のレベルのものがぶらさがってくるわけです。

ことです。情報化というのは各企業の情報の部分もござりますし、港湾・通関での手続き的な部分も含めています。標準化につきましてもコンテナ、パレットのような物流資材の部分と、情報化に關係する手続き的な部分も入ってくるかと思います。また、それを支える人材の育成というのも物流施策のひとつとして捉えられています。大きな柱の3番目、「国民生活の

5



4



環境負荷の軽減、これは国レベルですとCO₂の削減です。3点めには物流の効率化、4点めには国民生活の安全・安心というものがあります。これをとりあげられています。

（図4）

す、そのまま都市・地域に置き換えてみた時に、都市・地域のレベルでもグローバル化への対応が求められていると、いう捉え方でいいのかどうかということです。環境負荷の軽減では、都市・地域のレベルでは、ひょっとするとCO₂を減らすことよりも、地域住民の生活環境や、自然環境のほうが重要なになってくることもあります。

物流の効率化でいえば、地域、国の大さを問わず、おそらくあるのだろうなと。それから安全・安心ということでは、都市・地域の住民生活の安全・安心ということになつてくるだろうと思います。

I 物流とは何か？

2 物流のステークホルダーから みた物流政策の視点

荷主とか物流事業者とか、いろいろな物流の関係者、当事者、それぞれの立場からの物流政策を見る前に、物流というものが、そもそも何なのかということを、少し整理をしてみようと思っております。(図5)

産と消費を結ぶ諸活動というふうに捉えることができます。ここでは必ずしも最終消費者という意味ではなくて、例えば部品メーカーと完成品メーカーであれば、部品メーカーが生産したものを作成品メーカーが消費するということもあります。あるいは最終消費財であってもメーカーから直接、消費者に行くわけではなくて、卸売業者、小売業者を経ていく場合が多いわけですから、そういうものも含めて、生産と消費を結ぶいろいろな活動を全部、流通と考えようということです。

そうすると、流通を大きく分けると、モノ自体がどう動いているかという「物流」と、「商流」という部分に分けられます。

「物流」は、モノの部分で、何を結ぶかというと、一番大きいのが場所的な隔たり、生産の場と消費の場の間を空間的に、地理的に結んでいくという部分です。つまり運送です。もうひとつは時間的な隔たりで、生産のタイミングと消費のタイミングは必ずしも一致するわけではありませんから、途

り運送です。もうひとつは時間的な隔たりで、生産のタイミングと消費のタイミングは必ずしも一致するわけではありませんから、途中で保管することが必要になってくるということで、保管です。それ以外の部分が商的流通（商流）と言われるもので、商取引です。ここにお金のやりとり、情報のやりとりが入ってきます。もうひとつ別の捉え方として

「貨物流動」を物流と捉えることもできます。これは旅客流動に対する言葉で、人流に対する物流ということです。単純に交通の貨物部分ということですから、物流でいえばモノのある地点から別の地点に運ぶという、地点間の移動が入ってまいります。

「物的流通」が荷主側から見た流通過程での物流、「貨物流動」が運輸業、あるいは物流業といった部分からの貨物の流動かと思いま

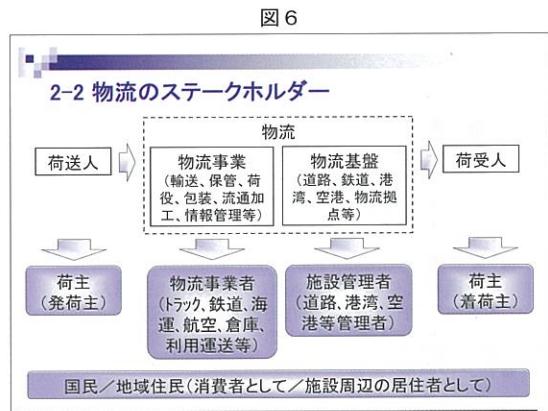
II 物流のステークホルダー（図）
6)

荷物を送る人と受ける人がいて、
その間に物流がありますが、これ
は事業として輸送、保管等の物流

基盤（インフラ）、具体的には道路、鉄道、港湾、空港という物流拠点の2つに分けられるのではないかと思います。

それぞれに対応する主体（企業）を考えてみると、貨物（荷物）を送る人、受ける人を広い意味で荷主というケースがあります。また、狭い意味でいうと日本の場合には発送側が物流をコーディネイトしてお金も負担するケースが多いので、発荷主の側を荷主というケースもあるかと思います。

その間に入っているのが物流事業と物流基盤です。物流事業を担う事業者というのは、トラック、鉄道等々、それぞの輸送・保管を担う事業者、あるいはそれらを



使つて利用運送業を行う事業者。さらにいえば、これら全体を包括的に請け負う、いわゆるサードパーティのような事業者です。

道路、港湾、空港、こういったインフラの管理者というのも物流の重要なステークホルダーと捉えられるのではないかと思います。

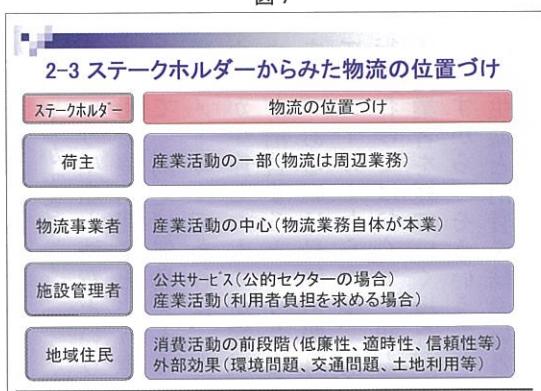
また、住民もステークホルダーとして捉えられるのではないかと思います。住民にも大きく2つの側面があると思います。ひとつは、最終的な荷受人としての、消費者としての側面です。2つめはこういった物流事業が営まれる、あるいは物流基盤が立地している地域に居住している居住者としての側面があろうかと思います。

これ以外に重要な関係者といえ

ば、当然、政策の主体である国や地方自治体です。ここまで含めて考えると、国民とか地域住民には納税者という側面がもうひとつ入ってきますし、行政サービスの費用の負担者という意味での国民もしくは住民というのも入ってくるかと思います。主なものとして物流のステーキホルダーというのは、こういうふうに捉えられるのではないかと思

III ステークホルダーからみた物 流の位置づけ

四 7



次に、地域住民ですが、消費者としての側面がございますので、より安く、欲しい時に、より安心して、モノが得られるようなサービスを期待しているわけですので、消費する前の段階としての物流と、いう側面がございます。それから、国民という立場からみれば外部不経済が起こらないようにしてもら

事業活動でもあるわけで、公企業の
ような形になつてくるわけです
ので、事業活動としての側面とい
うのは、必ずしも民間主体に限ら
れるわけではなくて、公的セクター
が担う場合も含めて産業活動的な
側面は入つてくると考えた方がよ
ろしいかと思います。

うために必要な周辺業務と言えるかと思います。

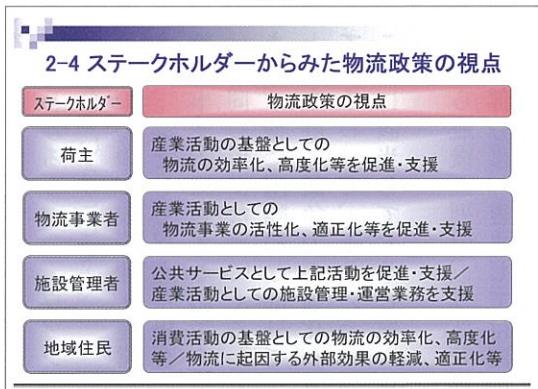
一方、物流事業者からみれば輸送、保管等物流業務を行うことで、お金を得ているので、物流が本業ということになります。

それから施設管理者には、いろいろな側面があります。大半の場合は行政が施設の管理者になっています。なぜ、国や自治体がインフラの管理者になっているかといえば、それは公共的なサービスであって、それを担っているわけですので当然、公共的な立場から

の位置づけを整理してみたいと思
います。(図7)

サービスを提供することが使命になってきます。

図8



そういった捉え方をした上で、物流の政策的な視点というか、意義というのはどういうものがあるかと、ということを整理したものが図8になつております。

まず荷主に対しては、物流は産業活動の周辺的な業務として、基盤となるもので、物流を効率化、高度化したいわけですから、それどう促進、ないしは支援してい

うという意味で、環境の改善、交通渋滞、交通安全の確保、あるいは土地利用を適正にするとか、そういう事業活動としての物流の外部効果が関わってくるというところにならうかと思います。

IV ステークホルダーからみた物流政策の視点

くのかというところが政策的な意義、目的になつてくると思います。次に、物流事業者向けの政策的な視点ということで考えますと、物流という事業を活性化する、あるいは、事業者間の、または事業者と他の関係者の関係を適正にしていくという役割、意義が見出せるであろうと思います。

施設管理者に対する政策的な面でいえば、ひとつは政策主体自身が施設の管理者であるケースがあります。これらを立てればあちらが共的なサービスとして、もしくは産業活動としての物流、その2つをどう支援していくかということになります。

それから施設の管理運営自体が産業活動としての側面をもつてゐるという部分につきましては、それをどう政策的に支援していくかということになりますので、これは荷主とか物流事業者に対する事業活動、産業活動に対する支援と同じような側面が出てくると思います。

地域住民に対応するものとしては、消費活動の基盤としての物流の効率化、高度化。これは荷主と同じでして、物流自体をどう良いものにしていくかというところであります。

それから、外部効果につきましては、外部不経済である公害問題、環境問題、交通事故等をどう減らしていくかということです。外部

くのかというところが政策的な意義、目的になつてくると思います。次に、物流事業者向けの政策的な視点といふことで考えますと、物流といふ事業を活性化する、あるいは、事業者間の、または事業者と他の関係者の関係を適正にしていくという役割、意義が見出せるであろうと思います。

施設管理者に対する政策的な面でいえば、ひとつは政策主体自身が施設の管理者であるケースがあります。これらを立てればあちらが共的なサービスとして、もしくは産業活動としての物流、その2つをどう支援していくかということになります。

それから施設の管理運営自体が産業活動としての側面をもつてゐるという部分につきましては、それをどう政策的に支援していくかということになりますので、これは荷主とか物流事業者に対する事業活動、産業活動に対する支援と同じような側面が出てくると思います。

地域住民に対応するものとしては、消費活動の基盤としての物流の効率化、高度化。これは荷主と同じでして、物流自体をどう良いものにしていくかというところであります。

それから、外部効果につきましては、外部不経済である公害問題、環境問題、交通事故等をどう減らしていくかということです。外部

効果というのは、負担をしないで何か利益を得たり、不利益を出したりしている人がいるということですから、その人達にきちんと負担をしてもらって、内部化していくというのが適正化です。今、話題になつているもので言えば、環境税も一つの内部化に捉えられるのではないかと思います。

こういった政策のいろいろな面は、お互いに相乗効果がある部分もあります。これらを立てればあちらが立たずということもあるかと思います。ですから、地域として政策を考えいく場合には、その辺の優先度をどうするのかといった所が論点になつていくと思います。

図9は、今、申し上げた4つのステークホルダーからみた整理が縦軸、国の物流大綱からひもといった物流施策の柱が縦軸です。縦に見ていくと、物流の高度化、効率化という部分は社会全体の、経済活動全体の基盤として物流をどう良いものにしていくかというところでありますので、高度化、効率化という言葉で整理しておりますが、当事者毎に見ていけば、荷主の競争力を強化するとか、消費者の生活水準を向上するという捉え方ができるのではないかと思

くのかというところが政策的な意義、目的になつてくると思います。次に、物流事業者向けの政策的な視点といふことで考えますと、物流といふ事業を活性化する、あるいは、事業者間の、または事業者と他の関係者の関係を適正にしていくという役割、意義が見出せるであろうと思います。

施設管理者に対する政策的な面でいえば、ひとつは政策主体自身が施設の管理者であるケースがあります。これらを立てればあちらが共的なサービスとして、もしくは産業活動としての物流、その2つをどう支援していくかということになります。

それから施設の管理運営自体が産業活動としての側面をもつてゐるという部分につきましては、それをどう政策的に支援していくかということになりますので、これは荷主とか物流事業者に対する事業活動、産業活動に対する支援と同じような側面が出てくると思います。

地域住民に対応するものとしては、消費活動の基盤としての物流の効率化、高度化。これは荷主と同じでして、物流自体をどう良いものにしていくかというところであります。

それから、外部効果につきましては、外部不経済である公害問題、環境問題、交通事故等をどう減らしていくかということです。外部

V 物流政策の視点の整理

2-5 物流政策の視点の整理				
	物流の高度化、効率化(産業・消費活動基盤)	物流事業の活性化、適正化	施設管理・運営業務の活性化、適正化	外部効果の軽減等
グローバル・シームレス化	荷主の競争力強化 消費者の生活水準の向上	物流事業者の競争力強化	物流基盤の競争力強化	-
環境負荷の軽減	-	-	-	環境負荷の軽減
物流の効率化	荷主の競争力強化 消費者の生活水準の向上	物流事業者の競争力強化	物流基盤の競争力強化	交通渋滞の削減 環境負荷の軽減
生活の安心・安全	消費者の生活水準の向上	-	-	交通事故の削減等

それから縦の2つ目の物流事業の活性化、適正化については物流事業者の振興、支援という部分ですので、物流事業者の競争力強化ということになつてきます。物流事業者とすれば例えば、収入が増えれば事業としてはプラスなわけですが、荷主からみれば物流費が増えることは必ずしもプラスではないということで、利害が一致しないケースが出てきますが、物流全体として効率化、高度化が図られて、それを提供する事業者から見れば、他の事業者に対する競争力が高まり、荷主から物流業務をたくさん取れるようになります。そういったサービスの優れた事業者を選ぶことで、荷主からすれば物流の高度化、低廉化が図られるという意味で、国や地域という括り

りでみれば、お互にハッピーになる、いわゆるウイン－ウインの関係になるということです。

縦の3つめの施設管理・運営業務ですが、業として捉えた場合には、物流事業者に対する施策の位

それから最後の列の、外部効果に関する部分につきましては国の体系でいえば、環境負荷の軽減だけが大きな柱として出てきているということで、物流の外部効果の中でも環境に関わるもののが、重要な政策上の課題になつていているから、こうしたことになつていてと思われます。

最初に申し上げましたか、環境負荷と効率化は表裏一体という部分もありますして、物流全体が効率化されて無駄な物流が減る、あるいは渋滞が減つて物流が円滑になる、こういうことが実現すれば同時に、環境負荷も減るということもありますので、物流効率化というところにも環境負荷と書いてござります。

I 都市再生とは？

3 都市再生、地域再生に関する動向

市再生特別措置法でいわれている、小泉内閣の時に推進された都心の再開発ですとか、特に民間都市開発の促進を念頭においていた使われ方がされているような気がいたしま

機能の高度化及び都市の居住環境の向上」と書いてあります。この定義どおりに読めば、今申し上げた再生というような大げさな話ではなくて、いつの時代にも必要な、時代の変化に応じた都市を作り変えていくという定義になつてゐる気もいたします。

「再生」という言葉は「再び生きる」ということですから、裏を返せば現状の都市が死んでいる、もしくは死にそくなっているという現状認識があるようと思われます。政策的なキャッチフレーズなので、厳密にとらえるのは、意味がないのかもしれないのですが、相当深刻な状況だという問題認識が背景にありそうな言葉遣いかと思します。

一方、「都市の再生」という言葉が法律で定義されていまして「社会経済情勢の変化に対応した都市

都市再生本部の主要施策ですが、特に国として推進するプロジェクトについては、都市再生プロジェクトに指定しまして、大都市の拠点港湾等を整備してきたわけです。また、民間都市開発投資の促進ということで、いわゆる都心の再開発を非常に促進したということでござります。

今 の 地 域 格 差 の 議 論 と 同 じ で、
都 市 再 生 が 大 都 市 偏 重 だ と い う 声
が 出 て き て、全 国 都 市 再 生 の 推 進
と い う こ と で「稚 内 か ら 石 壈 ま で」
と い う キ ャ ッ チ フ レ ー ズ で、地 方
都 市 の 再 生 に シ フ ト し て い つ た
と い う 経 緯 が あ る か と 思 い ま す。

图 10

3-1 都市再生とは？

- 狹義の「都市再生」
 - * 都市再生本部（2001年5月設置：小泉内閣）
 - * 都市再生特別措置法（2002年6月施行）
 - * 法の枠組み
 - ・都市の再生の推進に関する基本方針等
 - ・都市再生緊急整備地域における市街地整備の推進
 - ・都市再生整備計画に基づく特別の措置
 - * 都市再生本部の主要施策
 - ・都市再生プロジェクト
 - ・民間都市開発投資の促進
 - ・全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～
 - 広義の「都市再生」
 - * 「都市の再生」＝社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（法の定義）
（参考）http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html



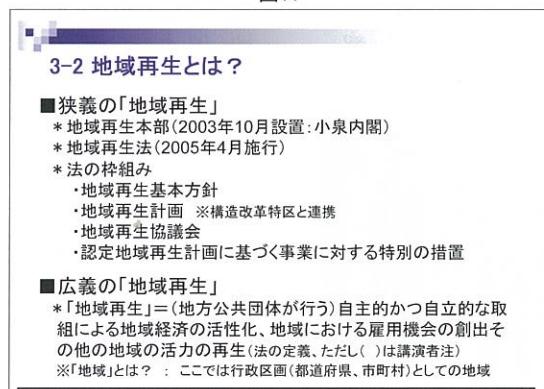
一般的な定義としては、都市とは、農村あるいは農山漁村に対応する言葉です。人口やいろいろな機能が集積している、あるいは稠密な地域という定義がいろいろな所でされています。特にヨーロッパのようなところは都市と農村がはっきりしてますので、分かりやすいのですが、日本の場合には境界がはっきりしないケースが多いので、どこまでが都市的なエリアかを定義しようとすれば、例えば、国勢調査で使っているDIDとか、都市計画法で定められている都市計画区域になるのかもしれません。いずれにしても行政上の区分ではなくて集積状況からみた一定エリアという意味で、ここでは都市を考えみたいと思います。

II 地域再生

次に地域再生ですが、都市再生を追うように小泉内閣で本部ができた法律が出来ました。(図11)

こちらの柱は地域再生計画ですが、これは同じ時期に進められた、構造改革特区と並列の枠組みでした、特区と同様に地域から提案を求めて、いろいろな支援措置、あるいは特区の例でいえば規制の特例措置といったものを国が認めて、そのメニューにそつて再生計画を作つて承認されると、必要な国が支援が得られる。地域の取り組みで国が支援するという枠組みであ

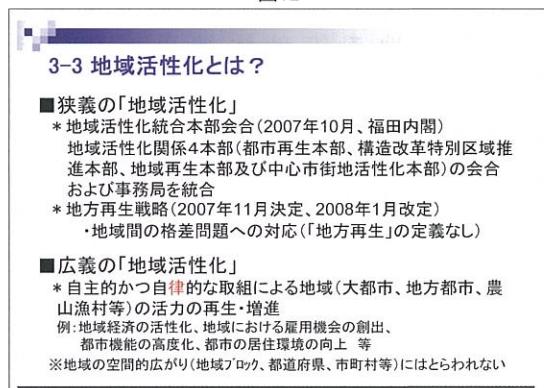
図11



「地域再生」という言葉ですが、法律の定義をみてみると、「(地方公共団体が行う)自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生」という定義がされております。地方公共団体が行うというのは、地域再生法の枠組に基づいて行っていく以上、その主体を法律上、明記したということかと思ひます。ただ、一般的な地域再生といふことで考えれば、必ずしも地方公共団体が行うものだけに限る必要はないと思ひますので、括弧をつけています。

ここでいう「地域」とは何かといたってことですか？でも、「都市」は農村との対比で捉えてみようとい

図12



う少しあい概念で、いろいろな意味の捉え方があります。都市的な地域と農村的な地域というわけ方も出来るわけですが、ここでは逆に法律の定義に従つて、ひとつの方々として、地域の単位を行政区画として考えてみてもいいのであります。この4つの会合あるいは事務局として、要するに、市町村単位、都道府県単位あるいは複数の市町村とか、複数の都道府県の集まつた一定の広域的な広がりの中で考えていくという中で、地域経済の活性化等を行なう取組を総称していいのではないかと思います。

ただ、「都市再生」と同じで、「再生」という言葉自体はあまりこだわりがなく使われておしまして、活性化全体を指しているという使われ方になってきます。

ただ、「都市再生」と同じで、「再生」という言葉自体はあまりこだわりがなく使われておしまして、活性化全体を指しているという使われ方になつてきます。

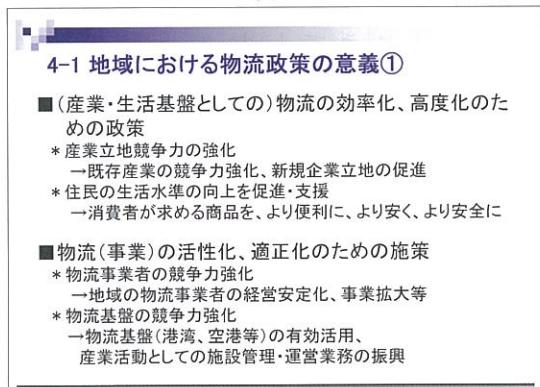
本部会合の統合にあわせまして、翌11月、「地方再生戦略」が出来てます。これは去年注目された格差問題の中でも、地域間の格差をどう対処していくかという視点から取りまとめられています。

本部会合の統合にあわせまして、翌11月、「地方再生戦略」が出来てます。これは去年注目された格差問題の中でも、地域間の格差をどう対処していくかという視点から取りまとめられています。肝心の「地方再生」とは何かということは、ここには全然書かれていません。揚げ足をとるようですが、どちらかよく分からぬ整理え方がされてたりして、地方は地方都市と大都市というような捉え方がされてたりして、地方はどちらかよく分からぬ整理になつてます。要は、「地方再生」もしくは「地域活性化」という言葉で、いろいろな取組を全部、連携して進めています。要は、「地方再生」もしくは「地域活性化」という言葉で、いろいろな取組を全部、連携して進めたいこうという考え方で捉えればいいのかなと思つております。そういう考え方で「地域活性化」という言葉で「都市再生」とか「地域再

ります。

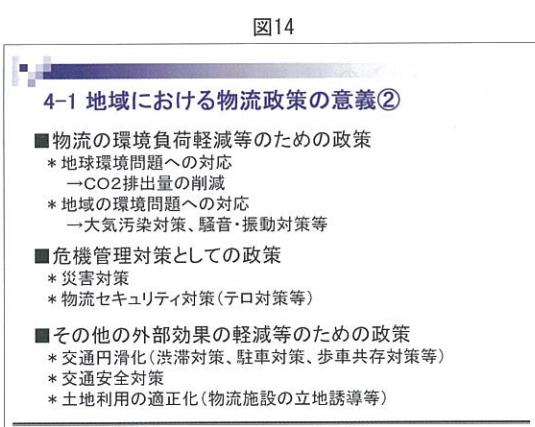
III 地域活性化

図13



生も含めて、ひとつの中で考えてみた方が便利なのではないかと思います。広義の地域活性化ということで、整理をしてみたわけです。が、言葉にすると「自主的かつ自律的な取組による地域(大都市、地方都市、農山漁村等)の活力の再生・増進」と、法律の言葉を少し変えてみたのですが、自治体、地方公共団体によるという定義はなくともいいのかなと思います。自律的という言葉は通常、法律上も「自立」なんですけれども、例えれば、過疎地で全部、自立できるかというと、それは無理があると思います。要は外部の支援を得ながらやっていくことが前提になる中で、ただし、他力本願ではなくて、自ら律しながらやっていくという取組を、地域の活性化と捉え

生も含めて、ひとつの中で考えてみた方が便利なのではないかと思います。広義の地域活性化ということで、整理をしてみたわけです。が、言葉にすると「自主的かつ自律的な取組による地域(大都市、地方都市、農山漁村等)の活力の再生・増進」と、法律の言葉を少し変えてみたのですが、自治体、地方公共団体によるという定義はなくともいいのかなと思います。自律的という言葉は通常、法律上



I 地域における物流政策の意義

最後に都市再生、地域再生あるいは地域の活性化と物流政策との関係をもう一度整理をしてみようと思います。(図13、14)

4 都市再生、地域再生と物流政策

ると大体リーズナブルなのではないかという意味合いで。ここは地域活性化統合本部と同じように、地域、都市にかかるものをまとめて言ってしまおうということなので、非常に緩い言葉として地域活性化を捉えてみました。

先程の整理に準じてみると、まず産業・生活基盤、荷主もしくは住民というところを考えて、その地域の産業活動、あるいは生活の全体的な基盤という意味で、物流の効率化、高度化を進めるための政策という位置づけ、役割があるだろうということです。特に産業立地競争力の強化があげられると思います。これは立地している既存の産業の競争力をどう強化していくか、あるいは新規に企業立地をどう促進していくかということです。企業立地は昨年法律も出来て、政策的にも改めて注目されていると思います。企業立地といふところでは、企業立地という時の立地条件の中のかなりの部分が、大消費地あるいは大規模な港湾・空港へのアクセス性とか利便性等の交通条件が、立地条件の相当重要な部分を占めているのではないかと思います。ということから言えば、産業立地競争力と物流の基盤整備は非常に密接な関係をもつていてるといえるかと思います。

また、消費者からみた生活水準の向上という部分で、求める商品をより便利に、より安く、より安全にという部分もあるかと思います。ただ、ある地域の中だけで生産から消費まで完結する場合は、最近で言う「地産地消」のようないりますが、全体としては

○物流の効率化、高度化のための政策

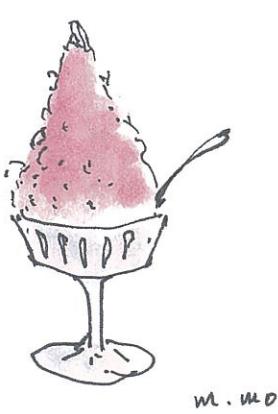
先程の整理に準じてみると、まず産業・生活基盤、荷主もしくは住民というところを考えて、その地域の産業活動、あるいは生活の全体的な基盤という意味で、物流の効率化、高度化を進めるための政策という位置づけ、役割があるだろうということです。特に産業立地競争力の強化があげられると思います。これは立地している既存の産業の競争力をどう強化していくか、あるいは新規に企業立地をどう促進していくかというこ

とです。企業立地は昨年法律も出来て、政策的にも改めて注目されていると思います。企業立地といふところでは、企業立地という時の立地条件の中のかなりの部分が、大消費地あるいは大規模な港湾・空港へのアクセス性とか利便性等の交通条件が、立地条件の相当重要な部分を占めているのではないかと思います。ということから言えば、産業立地競争力と物流の基盤整備は非常に密接な関係をもつていてるといえるかと思います。

○物流の活性化、適正化のための政策

一方で事業としての物流の活性化、適正化ですが、地域の物流事業者の競争力を強化するために、経営の安定化、事業の拡大等に対して支援を打っていく、施策を打つていくことがあるかと思います。これは中小企業対策といふことで捉えられる部分が、現状は多いかと思います。

もうひとつは物流基盤の競争力強化という部分で、これは各地域の港湾とか空港をどう有効活用していくか、あるいはどう収支を改善していくかという所は、非常に大きな政策的な課題であろうと思



レアなケースでありますので、住民への政策を、地域のまとまりの中でやっていくのは、かなり制約があると考えていいと思います。

Kyushu Transport Colloquium

われます。しかし、有効活用といつても国際航路を開設するとか、そういう所に目がいきがちで、それ自体を否定するわけではないのですけれど、やはり基盤として考えるのであれば、荷主、住民、物流事業者等の物流基盤の利用者に対して、どう支援をしていくのかと

いう所で考えるとか、あるいは事業としてどう収支を良くしていくのかという所で考えるとか、その両方があるわけですから、そういう視点をもう少し明確にしてもいいかなという気はしています。

域によっては重要な課題になつてくると思います。

○危機管理対策としての政策

それから、危機管理対策という部分で、国レベルではセキュリティが非常に強調されています。ただ、これは地域のレベルでいうと、むしろ災害時の基盤としての物流基盤という位置づけが大きくなつてくると思います。

○その他の外部効果の軽減等のための政策

それ以外の外部不経済を減らすことで、渋滞、駐車対策、都市の交通問題です。交通の円滑化あるいは交通安全。もうひとつは土地利用の適正化と書いてあります。ですが、地域の中で物流施設をどう立地誘導していくかというのは、最近ですと、未利用の工業団地の中に加えて、都市計画だったり、地域の土地利用のあり方という中で、どう物流を位置づけていくかといふことも、もう少し焦点が当てられていいのかなと思います。

II 都市（エリア）再生と物流政策（図15）

○政策目的の明確化の必要性

■政策目的の明確化の必要性

4-2 都市（エリア）再生と物流政策

■政策目的の明確化の必要性

- * 都市機能の高度化 → 都市内交通の円滑化
- * 都市の居住環境の向上 → 生活環境の改善
- ※物流関連産業（物流事業、施設管理、運営事業）の活性化は政策目的となりうるか？ 一物流を都市機能と捉えるかによる

■政策の方向性

- * 貨物交通のマネジメント:
 - ・ノード（結節点）対策: 道路、港湾、物流拠点等の立地誘導
 - ・リンク（通路）対策: ハイバス等整備、規制、料金等による誘導
 - ・エリア全体での対策: 都市内物流の共同化（地区共同集配、ビル共同集配）、排ガス規制 等
- * 物流関連産業の活性化: 港湾・空港・鉄道駅の拠点化 等

東南アジア、ASEAN地域の物流上、あるいは交通上の中心であるところで、それに係る物流施設も集積してくるし、さらにはいろいろな金融等、中枢管理的な機能も立地を呼び込み易くなっています。都市内の交通を円滑化していくことと、居住環境・生活環境の改善、この2つが中心になつてくのかなと思います。
また、物流関連産業（物流事業、港湾・空港等の施設管理・運営事業）を都市機能として、都市政策として、どう捉えるかについては、都市機能をどう捉えるかということが挙げられます。例えば、シンガポールや香港のような所は都市国家であつて、都市が独立していながら、国家＝都市であつて、交易・交流の中心になることで、その都市自分が生きていくこうとしている所であります。そういう所であれば、当然、シンガポールのように

東南アジア、ASEAN地域の物流上、あるいは交通上の中心であるところで、それに係る物流施設も集積してくるし、さらにはいろいろな金融等、中枢管理的な機能も立地を呼び込み易くなっています。都市内の交通を円滑化していくことと、居住環境・生活環境の改善、この2つが中心になつてくのかなと思います。
また、物流関連産業（物流事業、港湾・空港等の施設管理・運営事業）を都市機能として、都市政策として、どう捉えるかについては、都市機能をどう捉えるかということが挙げられます。例えば、シンガポールや香港のような所は都市国家であつて、都市が独立していながら、国家＝都市であつて、交易・交流の中心になることで、その都市自分が生きていくこうとしている所であります。そういう所であれば、当然、シンガポールのように

○政策の方向性

方向性ということでは、物流大綱でいわれている貨物交通マネジメントという言葉で大半がくくられてしまうような気がしますが、具体的にいえば、物流を、結節点（ノード）とそれを繋ぐ通路（リンク）に分けて捉えるならば、港湾・空港とかの物流拠点の施設をどう立地していくのか、あるいはハイバスの整備、規制・料金等による誘導等の交通の流动、貨物車あるいは貨物流動をどう誘導するか、あるいはエリア全体として考えるならば、地区の共同集配や、東京、埼玉の高層ビル群で行われているビルの共同集配、または排ガス規制が係つてくると思います。
さらに都市の目標する方向性 자체として、物流の中心をめざそうということであれば、港湾、空港、鉄道駅をどう拠点化していくかとすることも、都市政策の中でも捉え

一方、大気汚染、騒音・振動、自然環境保全の方が極めて地域的な課題です。これは当然、地

面にきつて捉えるのは難しい部分があるかと思います。

一方、大気汚染、騒音・振動、自然環境保全の方が極めて地域的な課題です。これは当然、地

Kyushu Transport Colloquium

III (行政区画としての) 地域再生 と物流政策 (図16)

○ 政策目的の明確化の必要性
次にもう少し広く、地域の大小を問わず、行政区画としての地域再生を考えたときの物流政策を考えた場合には、大きくは産業立地競争力をどう強くしていくかという部分と、物流業をどう振興していくかという部分の、大きな2つの柱で捉えることもできると思います。

最初に申し上げたように、両者は密接な関係があるけれども、必ずしも一致するわけではありません。具体的にいえば、産業立地競争力を強化するためには、実は荷主からみて、より良い物流サービスを提供できる事業者が、地域内

の物流事業者ではなくて、あるいは地域内の港湾、空港を使うのでなくして、地域以外の事業者を使つたり、地域外の物流基盤を使つたりする方が、効率化されるということはあるかもしれません。

また、物流関連産業ということでもみた場合にも、その地域に大きな需要をもつた荷主がいれば非常にいいことですけれども、そうでない場合には、域外の物流需要をどう取り込んでいくかということになります。その場合には必ずしも域内の産業立地の状況とは離れて、物流事業の振興を考えていくこともできるのではないかと思いません。

○ 政策の方向性

どういう政策の方向があるかといえれば、これは国の体系とほぼ同じですが、物流基盤（ハード）をどうしていくかという所がひとつあります。

今、道路で議論されているようないい所で、議論されています。ただ、これは、まだ必要だという所と、そこは必要でないという話もある。あるいは、実際必要な所に作られているない場合もある。あるいは、港湾とか空港でいうと、全体としては供給過剰になっている可能性はあると思います。

ただし、地域の中では、今、あるものをどう使うかという課題もあります。そこはジレン

マになっているところかなと思います。

それから次にネットワークです。

これは航路、航空路の維持・拡充になってくると思います。特に国際航路とか国際航空路、長距離の航路、こういったものは一度開設されて、それが物流のネットワークとして利用されるようになってくれば、荷主からみれば、それを前提に物流を考えているわけであつて、それが突然なくなると、非常に大きな問題が生じるわけになります。ですから拡充するのも大事ですけれども、維持するのも地域にとって非常に大きな課題になつてくると思います。

また、各物流事業者が提供する物流サービス水準をどう高めていくかということがございます。

最初に申し上げたように物流政策にどう行政として関わっていくか、個別の事業活動にどこまで入っていくかということが大きな課題になつてくると思います。

IV 地域における物流政策 の具体例

○ 国際物流戦略チーム

具体例ということで、国

際物流戦略チームをあげています。図17は国の方局、自治体、民間のいろいろな

4-4 地域における物流政策の具体例① (国際物流戦略チーム)

- 国の地方支分部局、地方公共団体、学識経験者、地元経済団体、物流事業者、荷主企業等の多様な関係者が連携して「国際物流戦略チーム」を設立。
- 地域の実情に応じて、かつ、地域の創意工夫を活かして、ボトルネックの抽出及び解決を図る。



主体が参加して、地域主導で国際物流のボトルネックを解決していくいろいろ取り組みが行われているところでございます。物流というのは、いろいろな当事者が関わっていますので、そういう人達が意見の交換をする場が必要になります。ただ、その時に、ある枠組の中でどういう成果を出しますかという所に最初に目がいつくると思います。ただ、その時に、方なりの立場がありますので、出していくと思います。どういうことかとすると、なかなか難しくなってしまいますと、なかなか難しくなってしまいます。

図18

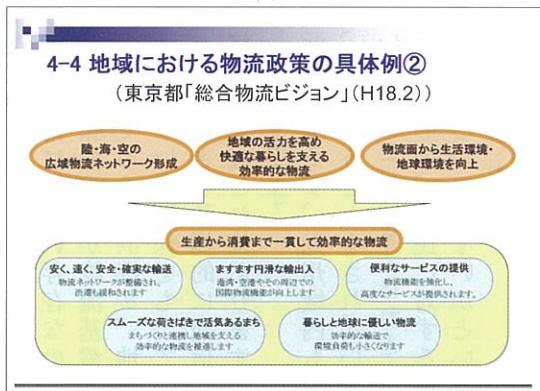
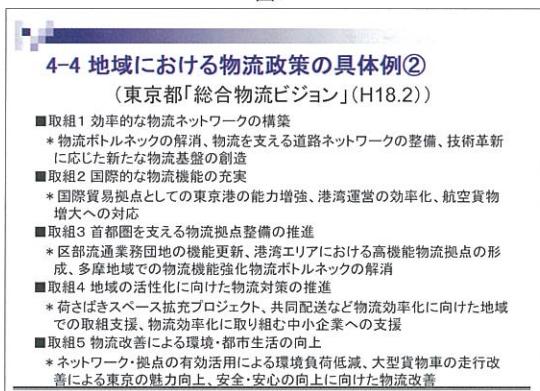


図19



来るごとの寄せ集めで終わってしまった」という可能性が非常にあって「出来ることをひとつにまとめました」で、終わりがちであると思いません。やはり、いろいろな主体が集まるごとの意味は、それぞれ出来るることは限られているわけですが、誰が何をして欲しいのかということを皆が理解しておくところに、大きな意味があると思っておりますので、成果は何にするかということにとらわれない方がいいと思います。

下の方に各地域での取り組み例が示されていますが、最近の傾向として実証実験という形をとることが多いと思いますが、これは先ほど申し上げた個別企業の荷主なり物流事業者の取組にどう関わっています。

東京都の「総合物流ビジョン」(H18・2)では、東京都の「総合物流ビジョン」(H18・2)では、実験という形で補助金を対しては実験という形で補助金をつける、あるいはお金以外の支援をする、ただし、その成果を次に生かすということで、しっかりと元してもらうということですけれど、それは続けるに足りないといふことであれば、やめても一向に構わないわけで、ひとつのやり方としてはいいのではないかと思います。

○東京都「総合物流ビジョン」(H18・2)

東京都の「総合物流ビジョン」(H18・2)では、東京都の「総合物流ビジョン」(H18・2)では、実験という形で補助金をつける、あるいはお金以外の支援をする、ただし、その成果を次に生かすということで、しっかりと元してもらうということですけれど、それは続けるに足りないといふことであれば、やめても一向に構わないわけで、ひとつのやり方としてはいいのではないかと思います。

内容を見てみると、やはり「ネットワーク」、「地域の活力」、「暮らしを支える」、「効率的」、「生きる環境」、「地球環境」ということで、悪くいえば総花的といえるかと思います。

実際に何をしようとしているかということで、取組が5つほどあげられています。(図19)ひとつめはネットワークということで、ボトルネック解消とか、道路ネットワークとかです。2つめが国際的な機能ということで、港湾・空港の話があります。3つめに物流拠点の整備ということです。物流拠点をどう作るか、使うかという部分は、国というよりも各地域ごと

をあげました。(図18)なぜ、東京都かというのは、九州と関係ないからとあるのですが、東京都というのは巨大な組織なので同じくらい、しっかりと体系的に作っています。ただ東京都自体としては、物流に対して今まで消極的で、「昨年、初めてビジョンを作ったわけです。そういう意味で比較的新しいということと、それは続けるに足りないといふことでは、もちろんいいのですけれど、それは続けるに足りないといふことではいいのではないかと思います。

○横浜港「物流拠点と地域経済の関係の明確化」

もうひとつ例として、横浜港の資料を引用しています。(図20)これは政策の例というよりは、どう発信していくかの例です。横浜港は管理者が横浜市ですので、横浜市が発信しています。ご案内のように横浜港は神戸港と共に日本を代表する港湾であって、しかも横浜自身が幕末に港が出来てから百数十年で急速に発展したという歴史を持っています。にもかかわらず、旅客の航路は瀬戸内と違つてありません。離島航路も全部東京に行ってしまいますので、横浜市民からみれば、港を使うとい

うで考えるべきものですので、地域の物流政策の中では、かなりの大柱になってしまいます。これは東京都に限らず、そういうことが言えると思います。

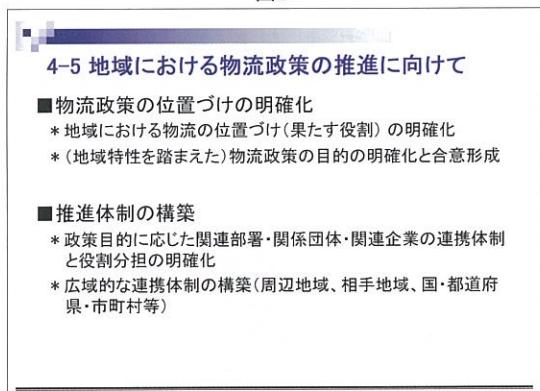
4つめにあげられているものは、いわゆる都市内の物流対策、そして中事業者対策が入っています。物流拠点の部分と都市内物流の部分で、物流の空間をどう確保するか、あるいはどう使うかというところが、地域として考える場合には中心的な部分になってくるかと思います。

5つめは環境ということで、生きる環境、地球環境があげられています。

図20



図21



のは遊覧船に乗るくらいしかないので、非常に縁遠い存在なのです。その意味で大半が物流基盤としての役割である横浜港が、地域の経済とどういう関係をもつているかということを積極的に発信して、経済効果はこれ位ありますとPRしている例です。

横浜港に限らず、九州域内も含めて、こういうことをされている例はいくつかござりますけれども、こういった形で、住民に対する情報発信が要るのではないかということがひとつです。

あとは横浜の場合は、この数字の信頼性はともかく、経済の3割が横浜港関連であるということで、最初の方の整理で言えば、物流自体でお金を稼いでいるという部分が非常に多いということです。そ

ういうところでは、なおのこと、こういった発信が非常に重要であるだろうと思います。

V 地域における物流政策の推進に向けて

○物流政策の位置づけの明確化

最後になりますけれど、地域における物流政策の推進に向けてと

おける物流政策の推進に向けてと

いうことです。今まで申し上げてきたような形で、いろいろな側面から物流政策というものを地域の中でも捉えることができるわけですが、どの部分をどういうふうに捉えて政策を打っていくのかとい

うことを、まず地域として、しっかりと確認する必要があるだろうと思

います。それがあたっては、ま

う状況にあるのかということを、しっかりと把握するということと、それを踏まえて目標、目的を明確化していくことがあります。

○推進体制の構築

物流には、行政の中でもいろいろな部署、行政の外をみれば、いろいろな団体、企業が関わってくるわけで、様々なステークホルダーがどういうふうに物流政策に関わってくるのか、推進していくのかと

いう中で推進体制を作ることが重要なことだと思います。そこでは、事業をしっかりと進めていくということ

ももちろん必要ですが、その前の段階として、物流の位置づけの明確化とか、合意形成をするにあたって、誰が何をしてほしいと考えているかということを理解して、では、その中で何が出来て、何が出来ないのかということを納得するところが重要だろうと思います。

ですから、最初の問い合わせでは、地域として物流の部分で出来ることは、当然すべてが解決できるわけではなくて、出来る範囲がある程度限られている中で、それはいいながら、どういう方向を目指すのかということを、みんなが認識して、民間主体というのは、その事業の中できちんと出てきています。その方向性をしっかりと出したり、行政側が主に中心となっ

て、その中で民間企業として、

地域としての物流政策を考える時に、やはり九州というのは、アジアへの近接性という部分でアジアへのゲートウェイ的な役割が注目されているということ、あるいは産業面でも非常注目されているという所がありますので、そういう中で物流政策を特色づけてやつていただける地域だと思いますので、全国の中でも、先進的な事例が九州の中から出てくることを期待しております。

私の話は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

どういう協力が出来るのか、出来る範囲で協力をしていくという形をとっていくことになるのかなと思っています。